

2025年度「国費外国人留学生の優先配置を行う特別プログラム」 公募要領（大学院）

1. 目的

本事業は、海外から我が国の大学に留学する学生を国費外国人留学生として優先的に配置することにより、各大学において優秀な留学生を獲得する仕組みの構築を促すことを目的とする。

各大学では、国・地域、留学生のニーズを把握し、特色ある教育研究サービス等を戦略的に提供するとともに、学生の募集・採用からフォローアップまでのケアを実効的に行う体制を構築することが求められる。

本事業により、各大学における留学生獲得戦略と受入体制の強化が図られ、ひいては我が国の留学生の受入れの拡大と高等教育における国際競争力の強化を目指す。

2. プログラムの募集分野、申請者、申請可能件数及び審査区分

(1) 募集分野

申請プログラムの研究分野を、「戦略的な留学生交流の推進に関する検討会とりまとめ」（令和5年5月）のP17（Ⅲ 地域・分野等の戦略の在り方 1. 基本的考え方（3）分野にかかる基本的考え方）を参照の上、(1)から(17)の分野のいずれかを選択すること。（下記 URL 参照）

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/1405546_00005.htm

【分野選択】

① 国際的に共通する重要な課題が生じており、持続可能な開発目標（SDGs）関連分野など、解決に当たって国境を超えた協働が求められる地球規模課題においては、日本が課題解決において主導的立場で取り組むために留学生交流の推進の促進が望まれる分野（学術上及び外交・経済政策上のプレゼンス向上）

(1) 環境、(2) 農学、(3) 工学、(4) 保健、(5) 社会科学

② 科学技術の観点から、国際的な頭脳循環のネットワークへの参画が特に望まれる分野

(6) バイオ、(7) AI・情報、(8) マテリアル、(9) 半導体、(10) エネルギー、(11) 量子、(12) 通信、(13) 健康医療

③ 日本の経済社会の構造変革や持続的成長、イノベーションの推進において特に振興が求められる分野

(14) 文理融合、(15) 工学、(16) DX、(17) STEAM

なお、「(3) 分野にかかる基本的考え方」の②に記載されている科学技術政策の変化に応じて柔軟に対応すべき分野については、今年度は①から③に含まれているため別途、分野の追加・変更は行わない。

(2) 申請者

国公立大学を対象とする。

(3) 申請可能件数等

申請は各大学2件までとする。ただし、1大学あたり特別プログラムの優先配置枠数^{*}は学部・大学院合わせて50名を上限とする。すでに優先配置枠数が50名を超えている、または2025年度特別プログラム採択後に優先配置枠数が50名を超える場合は、申請時に既に採択されている特別プログラムの優先配置枠数を一部減らす(50名以内とする)ことを前提に、2025年度特別プログラムに申請することが可能。

(※ここでいう優先配置枠数とは、2023年度、2024年度に採択された特別プログラム及び2025年度申請予定の特別プログラムにかかる枠数の合計を表す。)

例 2023年度 優先配置枠数8名×2プログラム=16名

2024年度 優先配置枠数5名×2プログラム=10名

計 26名

2025年度申請の特別プログラムに係る申請可能な優先配置枠数は50名－26名＝24名が上限となる。

- ・複数大学共同プログラムについては、申請大学のみではなく、それぞれの大学で1件として取り扱うこと(※ただし、申請大学のみが優先配置枠を希望して申請する場合については、連携大学の申請件数にはカウントしないこととする)。
- ・一法人が複数大学を有する場合は法人ごとではなく、大学ごとに申請可能件数及び優先配置枠数を計上する。
- ・複数大学が大学統合する場合は、以下の取扱いとする。
 - ▶大学統合実施年度：申請可能件数及び優先配置枠数の上限は、経過措置として統合前の大学ごとに計算した数の合計とする
 - ▶大学統合実施年度の翌年度以降：新規申請するプログラムについては、統合後の一大学として、原則通り申請可能件数2件、優先配置枠50名を上限とする。統合実施年度以前に採択されたプログラムに係る優先配置枠については、経過措置として、統合前の大学ごとに50名を上限として申請することができる。なお、特別プログラム毎の優先配置枠の合計を超えることはできない。

(4) 審査区分

以下の区分に応じ、審査委員会にて審査する。申請者は申請プログラムの審査を

希望する区分を1つ選択すること。

- ① 総合系
- ② 人文社会系
- ③ 理工系
- ④ 生物系

3. 募集条件等

(1) 対象となるプログラム

我が国の国公私立大学の大学院が実施する「留学生の募集・採用からフォローアップまでのケアを実効的に行う体制が構築でき、留学生獲得戦略と受入体制が強化される」プログラム（2023年度、2024年度に採択されたプログラムで2026年度に優先配置枠を有するプログラムは応募対象外）

(2) プログラム要件

本事業で対象とするプログラムは、「3. (1) 対象となるプログラム」の大学院（複数大学共同プログラムの場合は当該複数大学院）において実施する、優秀な留学生にとって魅力があるプログラムのうち以下①～⑤の要件を満たすものとする。なお、申請するプログラムで想定される受入れ留学生は、「戦略的な留学生交流の推進に関する検討会とりまとめ」（令和5年5月）における外国人留学生受入れの意義・目的を踏まえたものとなるよう留意すること。

① 取組単位

大学院の専攻単位以上での取組であること（教員個人の実施は対象外）。

② 受入時期

2026年4月、9月又は10月から受入開始可能なプログラムであること（それ以外の時期から開始するプログラムは対象外）。

③ 教育課程

次のⅠ～Ⅴの正規課程で受け入れるプログラムであること。

- Ⅰ. 修士課程（博士前期課程）
- Ⅱ. 専門職学位課程
- Ⅲ. 博士後期課程又は博士課程
- Ⅳ. 修士課程（博士前期課程）及び博士後期課程
- Ⅴ. 博士課程（5年一貫制）

※Ⅴ. は区分を設けない博士課程であり、Ⅳ. のように前・後期区分がある博士課程の複合形態とは異なるため注意すること。

※申請後の課程変更は不可。

※必ず上記のいずれかひとつに該当するプログラムであること。

※修業年限が異なる課程を組み合わせると一つのプログラムとすることは出来ない。

④プログラム要素

次のⅠ～Ⅴのすべての要素を含むプログラムであること。

- Ⅰ. 留学生の教育・研究に資するもの
- Ⅱ. プログラム実施主体（大学、研究科等）全体のグローバル化に資するもの
- Ⅲ. 優秀な留学生の獲得から就職・フォローアップに至るまで一貫した対応が出来る仕組みがあるもの
- Ⅳ. 私費外国人留学生等を継続的に獲得することができるもの
- Ⅴ. プログラム実施体制が確立されているもの

⑤実施主体の要件

申請大学もしくは申請プログラムが次のⅠ～Ⅲのいずれかに該当する場合は、プログラムの申請要件外となるので注意すること。

- Ⅰ. 直近2か年において、在籍管理が適正に行われていると認められない場合。
- Ⅱ. 申請プログラムが優先配置枠数と同数以上の私費留学生を獲得するプログラムとして計画されていない場合。
- Ⅲ. 申請時に申請プログラムを含めた1大学あたり特別プログラムの優先配置枠数が50名を超えており、申請時に既に採択されている特別プログラムの優先配置枠数を一部減らす（50名以内とする）ことが前提となっていない場合。

※ 修学中の学業成績基準

当該プログラムの大学推薦（特別枠）で採用された留学生に対しては、応募基準である「学業成績係数2.3以上」又はこれと同等以上であって大学が定める成績基準を修学中の学業成績基準として設定すること。なお大学が定める基準とは学業成績係数2.3を上回るもしくは係数の算出ができず別途成績基準を設定する場合に適用するものとする。係数が算出できない場合は当該基準が「学業成績係数2.3以上」であることを示す資料を添付すること。これらの基準については国費外国人留学生に遺漏なく周知すること（1年毎の各時点における学業成績係数が2.3又は大学が定める基準を下回る場合は国費外国人留学生の身分が喪失となる）。

(3) プログラム責任者等

①プログラム責任者

各プログラムの責任者は機関の長とし、プログラム全体の責任を負う。なお、複数大学共同で申請する場合は、いずれか1つの機関の長を責任者とする。

②プログラムディレクター

各プログラムにはプログラムの進捗状況管理を行う者としてプログラムディレクターを置き、原則、プログラム実施研究科の長をもって充てる。ただし、プログラムの性質上他にふさわしい者がいる場合はこの限りではない。なお、複数の研究科で実施する場合はいずれか 1 つの研究科長等をプログラムディレクターとする。

(4) 対象国・地域

「戦略的な留学生交流の推進に関する検討会とりまとめ」（令和 5 年 5 月）で整理されている戦略にかかる地域のうち、当該プログラムで外国人留学生の獲得が最も期待される地域を指定すること。（国と地域の対応については近日中に大学宛てに e-mail にて通知する）

また、当該地域からの受入留学生目標数を設定すること。

※ 1 地域に絞ることができない場合は複数の地域を選ぶことも可能とするが、その場合は選択した複数の地域を指定地域とすることへの具体的な理由・説明が必要となることに留意すること。

(5) 優先配置枠数

各プログラムの優先配置枠数は申請者が希望する人数（3～8 人）とし、各年度における新規推薦者※に使用される。

ただし、「3. (2) ③Ⅳ. 修士課程（博士前期課程）及び博士後期課程」のプログラムの場合、上位課程に進学する際の奨学金支給期間の延長申請（特別枠）に上述の優先配置枠が使用可能なため、必要に応じて進学先課程となる博士後期課程に優先配置枠を設定すること。

また、「3. (2) ③Ⅴ. 博士課程（5 年一貫制）」のプログラムの場合、奨学金支給期間については 1 年次及び 2 年次を修士課程（博士前期課程）、3 年次から 5 年次を博士後期課程として別に取り扱うため、奨学金支給期間の延長申請（特別枠）を行う必要があるが、優先配置枠の使用は採用時のみとなる。

※優秀な留学生獲得の観点から、新規渡日者に加え、国内からの推薦も可能としている。

(6) 優先配置期間

優先配置を行う期間は、プログラム採択年度の翌年度から 3 年間とする（2026 年度渡日～2028 年度渡日）。

(7) 優先配置による留学生

優先配置による留学生は、国費外国人留学生の大学推薦（特別枠）として募集を行う。なお、推薦方法・奨学金支給期間等については大学推薦（一般枠）に準じる（ただし、非正規生としての推薦・採用は不可）。

(8) 実績報告

優先配置期間終了後、優先配置枠の採用実績、私費外国人留学生等の採用実績、プログラム修了者の学業成績・研究業績・学位取得状況・卒業後の進路等及び当初のプログラム目標に対する成果等について報告すること。

4. 審査方法

別添の審査要項に基づき、文部科学省に設置される「国費外国人留学生の優先配置を行う特別プログラム審査委員会」において行う。

審査方式は書面審査により、必要に応じてヒアリングを実施する。

5. 採択予定件数

「2. (1) 募集分野」(1)～(17)を合わせて50件程度（採択件数については、各大学の優先配置希望枠数の状況等に応じて変動することがある）のプログラムを採択予定。

6. 申請方法

(1) 提出書類

本事業の目的等を十分理解のうえ、所定の様式にて提出書（様式1）、申請書（様式2）、申請基本データ（様式3）を作成し、学長名義で高等教育局長宛に提出すること。

なお、本公募に関する申請書類等は文部科学省のホームページにも掲載する。（近日掲載予定）

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/06032818.htm

(2) 提出方法

提出書類は、電子メールにより下記まで提出すること。詳細については文部科学省ホームページに後日掲載する「提出方法」を必ず参照すること。

○提出期間（e-mail）：2025年9月8日（月）～9月12日（金）必着

○提出先：後日電子メールにて通知する。

※持込みによる提出は受け付けない。

(3) その他

提出された申請書等の差し替え及び訂正は認めない。また、本公募要領に従っていない場合や不備がある場合は審査対象としない。

7. 採択結果の通知・公表

(1) 採択結果の通知

応募のあったプログラムの大学長宛てに結果（採択・不採択）を通知する。

(2) 採択結果の公表

採択結果については、文部科学省ホームページでの公表を予定している。

8. 今後のスケジュール（予定）

○採択結果（採択・不採択）通知（ヒアリング対象となるプログラムに対してはヒアリング実施通知） 2025年11月中旬

○ヒアリング実施期間 2025年11月中旬～下旬
（ヒアリング対象プログラムに対する結果通知は2025年12月初旬）

○2026年度国費外国人留学生（大学推薦（特別枠））募集通知 2025年11月中

9. 本事業の実施期間における制度の運用について

採択されたプログラムに対して各大学が優先配置枠内において推薦する留学生は、大学推薦（特別枠）の要件上不備がない限り国費外国人留学生として採用する。そのため、各プログラムの入学許可をもって国費外国人留学生の採用内定として差し支えない。

10. 参考リンク

○「戦略的な留学生交流の推進に関する検討会 とりまとめ」（令和5年5月）
https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/1405546_00005.htm